

旭川市立永山東小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和3年4月改定)

【目次】

はじめに	…	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの理解	…	2
(1) いじめの定義		
(2) いじめの内容		
(3) いじめの要因		
(4) いじめの解消	…	3
(5) いじめの重大事態		
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組		
1 本校のいじめの実情及び31年度の目標（指標）		
2 児童が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置	…	4
(1) 学校いじめ対策組織の構成		
(2) 学校いじめ対策組織の役割		
4 いじめ防止の取組	…	5
(1) いじめについての共通理解		
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成		
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意		
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実		
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知		
6 いじめへの対処	…	6
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応		
(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援		
(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言		
(4) いじめが起きた集団への働きかけ		
7 いじめの解消		
(1) いじめが「解消」している状態		
8 いじめの重大事態への対応	…	7
(1) 重大事態とは		
9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携	…	8
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携		
(1) 学校の対応		
(2) 保護者の役割		
11 学校いじめ防止プログラム		

【別紙資料】

<別紙> いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校ではこれまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止基本方針法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切に授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和3年度の目標（指標）

昨年度の本校のいじめ認知件数が1件ありました。認知し、直後に聞き取り指導を行い、継続せず解消しています。アンケートにおいて「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」の質問に対し「そう思わない」と回答した児童が6名、「わからない」と回答した児童が1名であり、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童が4名いました。

これらの実態に基づき、学級活動や道徳、全校集会など、「いじめ撲滅」への活動をさらに進め、いじめ件数0件、「いじめはどんなことがあっても許されない」と児童全員が考えることを目指す取組を推進します。また、安心して学校生活を送ることができるよう、学校全体で気軽に誰にでも相談できる雰囲気づくりをしていきます。

2 児童が主体となった取組の推進

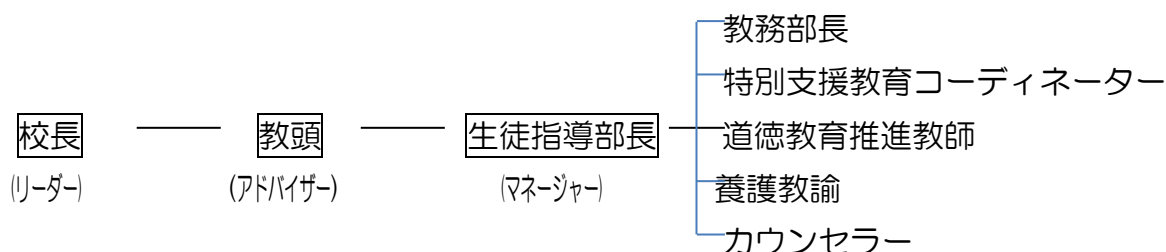
「学校いじめ防止基本方針児童版」の策定や、「友達を大切にしよう集会」「あいさつ運動」「いいところ探し」など、子どもたちが主体的・自主的に取り組む活動を行っていきます。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

- ① いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集します。

<組織図>



*校長（リーダー）は、いじめ防止対策に係る基本的な方向性を示し、取組内容を決定する。

*教頭（アドバイザー）は、校長の方針に基づき、生徒指導部長（マネージャー）及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行う。

*生徒指導部長（マネージャー）は、対策推進のための実務的な連絡及び調整を行う。

(2) 学校いじめ対策組織の役割

「いじめ防止対策推進委員会」は、いじめ根絶に向け、次に掲げる事項に取り組みます。

- ① いじめ防止基本方針の策定と公開
- ② いじめ根絶に係る児童の自治活動の推進
- ③ 児童の思いやりの心など豊かな心の育成
- ④ 児童の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- ⑤ 児童の情報モラルの育成
- ⑥ ネット・トラブルの対応
- ⑦ いじめの早期発見・早期解消
- ⑧ いじめの再発防止
- ⑨ 関係機関との連携
- ⑩ 保護者等への適切な情報提供
- ⑪ いじめの問題及び児童理解に係る教職員の研修の企画と運営
- ⑫ いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- ⑬ その他、いじめ防止対策推進に関すること

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめについての態様や特質・原因・背景・具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ② いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組みを進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 道徳教育や児童会を中心とした「友達を大切にしよう集会」「全校遊び」等、異学年交流を推進し、思いやりや他人の特性を理解し、お互いが尊重し合う集団づくりを目指します。
- ② 読書活動・体験活動や幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ② 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身につけていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

日常の観察やふれ合い活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。

また、児童及び保護者にスクールカウンセラーの利用や関係機関等の相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
 - ② いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。
 - ③ 対処組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
 - ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援
 - ① いじめられた児童から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
 - ② いじめられた児童の見守りを行なうなど、いじめられた児童の安全を確保します。
 - ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター等、外部専門家の協力を得て対応します。
 - ④ 保護者と連携を図り、継続的な助言・支援を行います。
- (3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言
 - ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
 - ② いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
 - ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ① いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができない場合でも誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
 - ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めます。

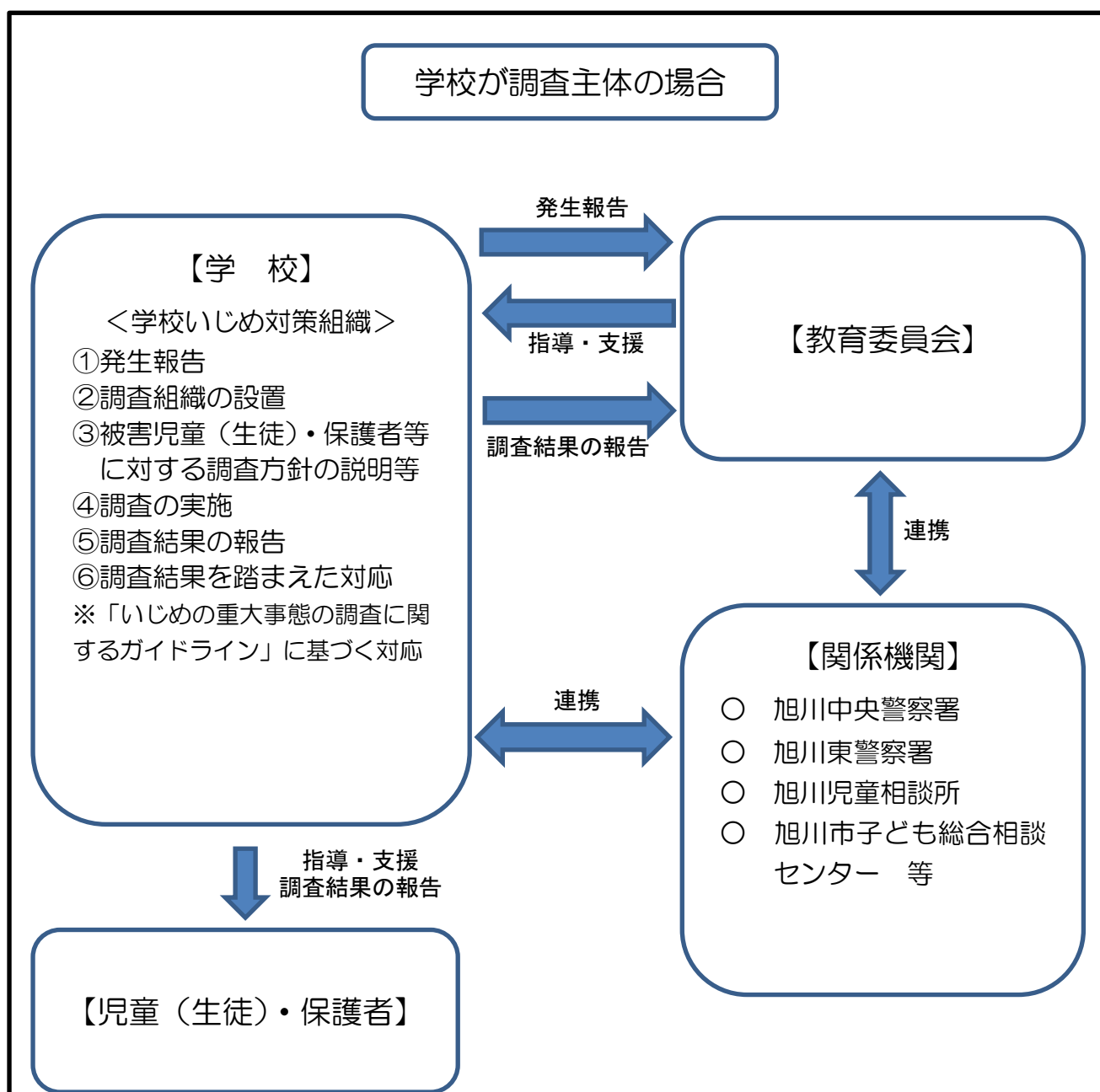
7 いじめの解消

- (1) いじめが「解消」している状態
 - ① いじめられた児童へのいじめとされた行為が、少なくとも3ヶ月止んでいる状態が継続していること。
 - ② いじめられた児童本人及びその保護者に対し面談等を行った結果、いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ③ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったとき。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携していじめの防止等に関する取組を実施します。学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正にあたっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。また、いじめへの対処にあたっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連

（1）学校の対応

- ① 学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。
- ② 日常的、計画的に情報モラル教育を実施、学校ネットパトロールを計画的に実施するなど早期発見に努めます。
- ③ 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力・連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて関係機関に適切な援助を求めます。

（2）保護者の役割

- ① 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- ③ 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 学校いじめ防止プログラム

別紙資料① 参照

いじめの発見。見守りチェックリスト

年 組 氏名

永山東小学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚される。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされる。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわつく。 <input type="checkbox"/> 席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を囲むように児童が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 好きな物を他人に譲られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていない打撲傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

いじめの発見 観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強が身に入っていないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやらうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。

- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとしめない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。